



障害者雇用納付金制度

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成 27 年 4 月から、
常時雇用している労働者数が **100 人** を超える事業主が対象になります～

適用対象になると

- 平成 28 年 4 月から、前年度（平成 28 年度は平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで）の雇用障害者数をもとに、
- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
※法定雇用率（2.0%）を達成している場合も申告が必要です。
 - 障害者の法定雇用率を下回る場合は、
障害者雇用納付金を納付する必要があります。
 - 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

制度適用から
申告・納付
開始までの
スケジュール

	～平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月～
適用 対象 となる 事業主 の範囲	常時雇用する労働者数が 200 人を超える事業主	常時雇用する労働者数が 100 人を超える事業主	申告・納付 開始

障害者雇用納付金制度とは

障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者の雇用水準を引き上げることなどを目的に、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

●法定雇用率(2%)を達成していない場合は、

一人当たり月額 **50,000 円** の納付金が徴収されます

たとえば、常時雇用する労働者 101 人の事業で、障害者雇用が 0 人(雇用義務 2 人)の場合

年度の納付金は、50,000 円×2 人×12 ヶ月= 1,200,000 円 となります

●法定雇用者数を超えている場合は、

超えている人数一人当たり月額 **27,000 円** の調整金が支給されます

たとえば、常時雇用する労働者 101 人の事業で、障害者雇用が 4 人(雇用義務 2 人)の場合

年度の調整金は、27,000 円×2 人×12 ヶ月= 648,000 円 となります

○納付金の減額特例適用

常時雇用する労働者数が

200 人を超え 300 人以下の事業主は H22.7.1～H27.6.30 まで

100 人を超え 200 人以下の事業主は H27.4.1～H32.3.31 まで

納付金の額が 1 人当たり月額 **5 万円から 4 万円に減額**されます

SATO'S NEWS LETTER

2015 年 5 月号
(No.68)

CONTENTS

- 障害者雇用納付金制度 … P.1
- 助成金情報 …… P.2
- 労務トラブル Q&A …… P.3
- 人事労務ニュース …… P.3
- 企業 PR コーナー
有限会社 有田鮮魚 様 … P.4
- 内定辞退の防止策 …… P.4

5 月の社会保険労務と税務

11 日

- 一括有期事業開始届
- 源泉徴収税額
・住民税特別徴収税額の納付

15 日

- 特別農業所得者の承認申請

6 月 1 日

- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 自動車税の納付

<平成 27 年 4 月分から 介護保険料が減額されます！>

介護保険料率は、次のとおり変更されます。

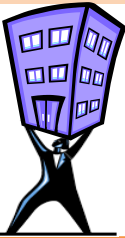
平成 27 年 3 月分
(4 月 30 日納付期限分)

1.72%

↓

平成 27 年 4 月分
(6 月 1 日納付期限分)

1.58%



助成金情報

『特定求職者雇用開発助成金の一部が変わります!』

平成 27 年 5 月 1 日から

変更点

平成 27 年 5 月 1 日以降、対象労働者を雇い入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額が当初の額に戻ります。また障害者については、助成金対象期間が延長されます。



◆特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現 行		平成 27 年 5 月 1 日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額※1	助成対象期間※2
短時間労働者以外	高年齢者（60 歳以上 65 歳未満）、母子家庭の母等	90(50)万円	1 年(1 年)	60(50)万円	1 年(1 年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1 年 6 カ月(1 年)	120(50)万円	2 年(1 年)
	重度障害者等（重度障害者、45 歳以上の障害者、精神障害者）	240(100)万円	2 年(1 年 6 カ月)	240(100)万円	3 年(1 年 6 カ月)
短時間労働者※3	高年齢者（60 歳以上 65 歳未満）、母子家庭の母等	60(30)万円	1 年(1 年)	40(30)万円	1 年(1 年)
	障害者	90(30)万円	1 年 6 カ月(1 年)	80(30)万円	2 年(1 年)

◆高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現 行		平成 27 年 5 月 1 日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額※1	助成対象期間※2
短時間労働者以外	90(50)万円	1 年(1 年)	60(50)万円	1 年(1 年)
短時間労働者※3	60(30)万円	1 年(1 年)	40(30)万円	1 年(1 年)

() 内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間です。

- ※1.2 助成金対象期間を 6 ヶ月ごとに区分した期間を支給対象期（第 1 期～第 6 期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。
- ※3 短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が、20 時間以上 30 時間未満の労働者をいいます。



労務トラブル Q&A

「マイナンバー制度・実務対応シリーズ③～情報漏えいに関する罰則編～」

Q. マイナンバーに関する罰則はどのようなものがありますか？

A.

2001年に個人情報保護法が制定して以来、個人情報の漏えいに関する世論や規制は一層厳しいものになっています。マイナンバー施行に伴う情報漏洩について企業にとって重要な点は、マイナンバーそのものと、マイナンバーに紐づいた氏名や住所などの情報（特定個人情報）を漏洩した場合、漏洩させた者のみならず、管理監督すべき会社に対しても罰則の対象となる「罰則規定」が設けられていることです。マイナンバーを預かるからには、手続き面だけではなく、社内のセキュリティ対策を万全にしておくことが求められます。

情報管理徹底の必要性和法令違反時の罰則厳格化

違反に対しては厳しい罰則を科すことで、厳格な管理を要求

罰則の対象となる行為	罰則	番号法の条文
特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報をリスト形式等に整備したもの）を故意に漏えいした場合	4年以下の懲役 もしくは200万円以下の罰金	67条
業務に関して知りえた個人情報を漏えいまたは盗用した場合	3年以下の懲役 もしくは150万円以下の罰金	68条
不正アクセス等で個人番号を取得した場合	3年以下の懲役 もしくは150万円以下の罰金	70条
特定個人情報保護委員会（番号に関する監督組織）の業務改善命令に従わなかった場合	2年以下の懲役 もしくは50万円以下の罰金	73条
特定個人情報保護委員会の検査忌避をした場合	1年以下の懲役 もしくは50万円以下の罰金	74条
従業員が上記の違反行為を行った法人	同じ罰金刑	77条

人事労務ニュース

●法人番号活用で年金未納企業を割出しへ 政府方針

政府は、マイナンバー制度を活用して「未納対策の強化」「手続きの利便性向上」「『消えた年金』の再発防止」等の年金制度改善策を講じる方針を固めた。平成28年から法人番号により年金未納企業を迅速に割り出して、効果的な督促と強制徴収につなげる。検討チームで具体策を詰め、今春にも年金分野でのマイナンバー活用方法を公表する方針。

●現金給与総額 2月は前年比0.5%増

厚生労働省が2月の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、従業員5人以上の事業所の1人平均現金給与総額は26万1,344円（前年同月比0.5%増）だったことがわかった。就業形態別では、一般労働者は33万4,352円（同0.8%増）、パート労働者は9万3,583円（同0.8%増）だった。

●「改正労働基準法案」が国会提出

政府は、改正労働基準法案を国会に提出した。「中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の見直し」「年次有給休暇の取得義務付け」「フレックスタイム制の清算期間の延長」「裁量労働制の対象範囲拡大」「高度プロフェッショナル制度の創設」等が盛り込まれている。4月下旬に審議入りとなる見通しだが、今国会で成立するかは不透明な状況。

企業PRコーナー 「有限会社 有田鮮魚」

有限会社 有田鮮魚

本社 広島市東区愛宕町 8-14-1

TEL : 082-261-2680 FAX : 082-264-3477

加工場 広島市西区草津港 1-8-1

広島市中央卸売市場内関連棟 119

会社設立年月日 昭和 31 年 4 月 10 日

事業内容 鮮魚介類 冷凍魚介類及び加工品 卸し・小売

主な取引先 飲食店・ホテル



人としての関係を大切に良い品を
より安く提供いたします。

お気軽にお問い合わせください。

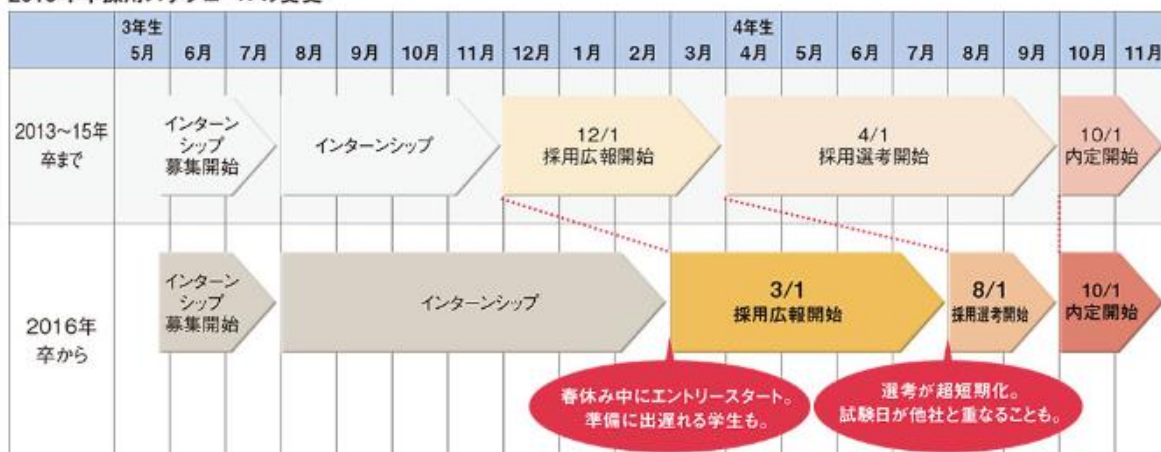


内定辞退の防止策

新卒採用「内定者辞退防止策」は万全ですか？

2016 年新卒採用は活動開始時期が 3 ヶ月後ろ倒しとなり、選考期間が超短期化されました。学生との接触機会を少しでも増やそうという動きが活発化し、今夏のインターンシップ予定は例年の 1.5 倍から 2 倍に増加、さらに保護者まで巻き込んでの熾烈な争奪戦が繰り広げられそうです。内定を出しても辞退する学生が増えることが予想されるため「内定者辞退」を未然に防ぐための対策案をまとめてみました。

2016 年卒採用スケジュールの変更



【主な辞退防止策】

項目	内容
若手社員との食事会・懇親会	歳の近い先輩社員との接点を提供する
定期的な連絡・社内報の送付	定期的な電話連絡と社内限定の情報を提供する
アルバイト・インターンシップ	職場体験・入社前教育による理解促進の場を設ける
経営者・役員との懇親会	特別感を満たす機会を設ける
社内見学・工場見学	職場・工場・研究所見学会など帰属意識を高める場を設ける
内定者管理サイトの開設	企業と内定者が相互に交流できるSNSや掲示板を開設する
会社イベントへの招待	フォーラムや公式イベントに招待する
ワークショップ・Eラーニング	入社前教育の一環として共通の課題に取り組む場を提供する
保護者の協力取り付け	採用担当者による家庭訪問、後押しを促すための情報提供を行う
誓約書（入社承諾書）の提出	入社意志の真意を確認する

キーワードは！



社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00～18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00～18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983